

作 業 基 準

酒 田 市 定 期 航 路 事 業 所

目 次

第1章 目 的

第2章 作 業 体 制

第3章 危 険 物 等 の 取 扱 い

第4章 乗 下 船 作 業

第5章 旅 客 の 遵 守 事 項 等 の 周 知

第 1 章 目 的

〈目 的〉

第 1 条 この基準は、酒田市定期航路事業安全管理規程に基づき、定期航路（酒田～飛島航路）及び不定期航路の作業に関する基準を明確にし、もって輸送に関連する作業の安全を確保することを目的とする。

第 2 章 作 業 体 制

〈作業体制〉

第 2 条 陸上作業員及び船内作業員の配置は、次の区分による。なお、陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、作業遂行上必要と認める場合は、各係の長を氏名し、その係の作業を指揮させることができる。

（1）陸上作業

- | | |
|-------------------|----------|
| ① 貨物の受付、整理 | 貨物受付係 |
| ② 乗下船する旅客の誘導 | 旅客係 |
| ③ 可動橋等陸上岸壁施設の操作 | タラップの操作係 |
| ④ 船舶の離着岸時の綱取り、綱放し | 綱取係 |
| ⑤ 乗船待機中の乗客の誘導 | 誘導係 |

（2）船内作業

- | | |
|---------------------------------|-----|
| ① 貨物の積付け、荷下ろし、
固縛装置等の取付、取り外し | 荷役係 |
| ② 乗下船する旅客の誘導 | 旅客係 |

2 乗組員以外のものが船内で作業に従事する場合は、船内作業指揮者の指揮を受けるものとする。

3 陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、作業現場にあっては、腕章等の所定の標識をつけ、その所在を明確にしておくものとする。

〈陸上作業指揮者の所掌〉

第 3 条 陸上作業指揮者は、運航管理者の命を受け、陸上作業員を指揮して陸上における次の作業を行う。

- ① 乗船待機中の旅客及び貨物の整理
- ② 乗下船する旅客の誘導
- ③ 船舶の離着岸時の綱取り、綱外し並びに旅客乗降用施設等の操作
- ④ その他旅客の乗下船及び貨物に関する作業

〈船内作業指揮者の所掌〉

第 4 条 船内作業指揮者は、船長の命を受け、船内作業員を指揮して船舶上における次の作業を行う。

- ① 旅客の乗下船時の誘導並びに貨物の積付け
- ② 船舶の離着岸時における旅客乗降用施設等の操作
- ③ その他旅客の乗下船及び貨物に関する作業

第 3 章 危 険 物 等 の 取 扱 い

〈危険物等の取扱い〉

第 5 条 危険物の取扱いは、危険物船舶運送及び貯蔵規則等関係法令に定めるところによるほか次によるものとする。

- ① 陸上作業指揮者は、危険物運送の申込みがあったときは、直ちに、当該危険物の分類、品目、数量、容器及び包装を確認し、運航管理者に報告すること。
 - ② 運航管理者は、報告のあった当該危険物運送が法令等に適合するものか否かを確認し、法令等に適合しないときは運送の引き受けを拒絶しなければならない。
 - ③ 運航管理者は、報告のあった当該危険物運送が法令等に適合するものであるときは、船舶への積載方法について船長と協議して陸上作業指揮者に指示し、船内作業指揮者に連絡すること。
2. 刀剣、銃器、兵器その他旅客の安全を害するおそれのある物品（以下「刀剣等」という）の取扱いは、次によるものとする。
- ① 陸上作業指揮者は、刀剣等の運送の申込みがあったときは、直ちに、運航管理者に当該刀剣等の品名及び数量を報告すること。
 - ② 運航管理者は、報告のあった当該刀剣等について、運送を拒絶し、又は、一定の条件を付けて運送を引受けるように陸上作業指揮者に指示すること。ただし、運送を引受ける場合であっても原則として客室に持込むことは拒絶しなければならない。
3. 陸上作業指揮者又は船内作業指揮者は、旅客の手荷物及び小荷物、その他の物品が前 2 項に該当するおそれがあると認めるときは、運航管理者又は船長の指示を受けて、運送申込人の立会いのもとに点検し必要な措置を講ずるものとする。
4. 船長及び陸上作業指揮者は、前 3 項の措置を講じたときは、直ちに、当該措置を運航管理者に報告するものとする。

第 4 章 乗 下 船 作 業

〈乗船待ちの旅客及び貨物の整理〉

第 6 条 陸上作業員は、乗船待ちの旅客等が船舶の離着岸作業、貨物の荷役用施設等の操作又は積降ろしする貨物により危害を受けないよう、待合所等所定の場所に整理し待機させる等安全の確保に努める。

2. 陸上作業員は、積込待ち貨物により、下船する乗客の通行に支障とならないようにする。
3. 陸上作業員は、積載貨物を点検し、積付け又は固縛の状況が不良と認められるものについては、陸上作業指揮者に報告してその指示を受け、当該貨物の差出人に再固縛若しくは増固縛を行わせる。点検に際しては重量貨物又は嵩高貨物については特に留意するものとする。
4. 陸上作業指揮者は、積載貨物の重量又は形状が大であるため、船内への積込みができないものに対し必要な措置を講じる。

〈乗船準備作業〉

第 7 条 陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、旅客の乗船及び貨物の積込み作業に関し十分な打合せを行い、各作業員に乗船作業開始時刻を周知する。原則として、旅客については離岸 20 分前に乗船作業を開始する。

2. 乗船開始 10 分前になったとき、陸上作業指揮者は、作業員を配置してタラップをかける。

3. 船内作業指揮者は、客室及びタラップがかけられていることを確認した後、陸上作業指揮者及び船内作業員に乗船開始の合図をする。

〈旅客の乗船〉

第8条 陸上作業指揮者は、船内作業指揮者の乗船開始の合図を受けた後、陸上の旅客係員に旅客の乗船を開始するように指示する。

2. 陸上の旅客係員は、乗船口のドアを開け旅客を乗船口から船内に誘導する。
3. 陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、乗船旅客数（無料幼児を含む）を把握し、旅客定員を超えていないことを確認して、運航管理者及び船長にそれぞれ報告する。

〈離岸準備作業〉

第9条 陸上作業指揮者は、貨物の積込みが終了したときは陸上作業員を指揮して、直ちに各入口に遮断索等を張って通行を禁止し、船内作業指揮者にその旨を連絡する。

2. 船内作業指揮者は、貨物の積込み及び荷役が終了したときは、作業員を指揮して旅客区域と貨物甲板区域の通路を遮断する。
3. 陸上作業指揮者は、原則として離岸時刻の5分前になったときは、旅客の乗船完了を確認した後、船内作業指揮者と連絡をとり作業員を指揮して遮断索を張りタラップをはずす。
4. 船内の旅客係員は、タラップがはずされた後、直ちに乗船口のドアを閉鎖する。
5. 船内作業指揮者は、前各項の作業が終了したとき、次に掲げる事項を速やかに船長に報告する。
 - (1) 乗船旅客数及び積載貨物数
 - (2) その他必要な事項

〈離岸作業〉

第10条 陸上作業指揮者は、離岸準備完了後、適切な時期に出港を放送させる（発航ベルを鳴らさせる）とともに、見送り人等が離岸作業により危害を受けないように退避させ、岸壁上の状況が離岸に支障ないことを確認して、その旨を船内作業指揮者に連絡し、綱取係員を所定の位置に配置する。

2. 船長は、すべての出港準備作業が完了したことを確認したならば、他の船舶の動静その他周囲の状況が出港に支障のないことを確認のうえ、係留索を放させ慎重に離岸、出港する。
3. 陸上作業指揮者は、船長の指示により綱取係員を指揮して迅速、確実に係留索を放す。

〈船内巡視〉

第11条 船内巡視は、別紙に定める要領により実施する。

2. 船長は、荒天等のため臨時の巡視の必要を認めたときは、臨時船内巡視班を編成して前項以外の巡視を実施させる。また、航海中は監視カメラ等の機器を活用し乗客の安全に努める。
3. 船内巡視員は、異常の有無（安全確保上改善を必要とする事項がある場合は当該事項を含む）を船長に報告し、巡視結果を巡視記録簿に記録する。

〈着岸準備作業〉

第12条 運航管理者は、船長から入港連絡をうけたならば陸上作業指揮者に対し着岸準備作業の開始を指示する。

2. 陸上作業指揮者は、船舶の着岸10分前までに綱取作業、タラップの架設等に必要な作業員を配置着岸準備を行う。

〈着岸作業〉

第13条 陸上作業指揮者は、綱取係員を指揮し迅速、確実に綱取作業を実施する。この場合、陸上作業指揮者は、作業員が係留索の飛来又は係留索の急緊張等により危害をうけることのないよう十分注意する。

2. 船内作業員は、船長の指示により迅速、確実に係留作業を実施する。

〈係留中の保安〉

第14条 船長及び運航管理者は、係留中、旅客及び貨物の安全に支障のないよう係留方法並びにタラップ等の保安に十分留意する。

〈下船準備作業〉

第15条 船長は、船体が完全に着岸したことを確認した後、船内作業指揮者に下船のために必要な作業の開始を指示する。

2. 船内作業指揮者は、前項の指示を受けたときは船内作業員を指揮して、陸上作業指揮者と緊密な連携のもとに各出入口の開放及びタラップを架設し、下船口のドアを開放する。

3. 船長又は船内作業指揮者は、船内の旅客係員を指揮して適切な時機に船内放送等により乗客に下船備の案内をする。

〈乗客の下船〉

第16条 船内の旅客係員は、船内作業指揮者の指示を受け、下船口ドアにあつてタラップの架設完了を確認した後、旅客を誘導して下船させる。

〈下船の終了〉

第17条 陸上作業指揮者は、船内作業指揮者から旅客の下船が完了した旨の連絡を受けた後、陸上作業を指揮してタラップを収納する。

2. 陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、旅客の下船が完了したときは、その旨及び異常の有無を、それぞれ運航管理者及び船長に報告する。

〈貨物の積込み等の中止〉

第18条 船内作業指揮者及び陸上作業指揮者は、気象・海象の変化その他の理由により、貨物等の積込み又は陸揚げが危険になったと認めるときは、作業を中断し、船長及び運航管理者にその旨を連絡する。

2. 船長は、前項の連絡を受けたときは作業現場の状況を確認し、運航管理者と協議して作業を中止するか否かを決定する。

3. 船長及び運航管理者は、作業の中止又は継続を決定したときは、直ちに船内作業指揮者及び陸上作業指揮者のその旨を指示する。

第5章 旅客の遵守事項等の周知

〈乗船待ち乗客に対する遵守事項等の周知〉

第19条 運航管理者は、乗船待ちの旅客に対して次の事項を掲示等により周知しなければならない。周知事項の掲示は旅客待合所とする。

- ① 旅客は、乗下船時、係員の誘導に従うこと。
- ② 指定の場所以外での喫煙その他火気の取扱いは禁止されていること。
- ③ 貨物甲板は、航行中、立入りが禁止されていること。
- ④ 船内においては、船長その他乗組員の指示に従うこと。

⑤ 船内においては、他人に危害を加えるような行為又は迷惑をかける行為をしないこと。

⑥ その他旅客の安全に関して旅客に周知すべき事項。

(臨時に周知事項が生じた場合の当該事項を含む。)

〈乗船旅客に対する遵守事項等の周知〉

第20条 船長は、旅客が乗船している間適宜の時間次の事項を放送等（ビデオ放送その他の方法を含む）により周知しなければならない。

① 旅客の禁止行為が掲示されている場所及びその主要事項

② 救命胴衣の格納場所、着用方法

③ 非常の際の非難要領（非常信号、非難経路等）

④ 病気、盗難等が発生した場合の乗組員への通報

⑤ その他旅客が遵守すべき事項

I. 下船及び非常の際は、係員の指示に従うこと

II. 航海中、許可なく貨物積載区域及び遊歩甲板（船橋甲板）後部の柵の外に立入らないこと

2. 船長は、船内の見やすい場所に前項各号の事項を掲示しておかなければならない。